

相続ドック NEWS RELEASE

2019年11月号

NEWS RELEASE NEWS RELEASE NEWS RELEASE NEWS RELEASE NEWS RELEASE NEWS RELEASE NEWS RELEASE NEWS RELEASE NEWS RELEASE

経営者が押さえておきたい相続法改正のポイント

約40年ぶりの大改正で何が変わる？
争族を防ぐための遺言が！
遺留分制度の改正で事業承継は？



昨年7月、民法の相続の規定を見直す改正相続法が成立し、改正項目が順次施行されています。中小企業の事業承継にも大きな影響がある改正ですので、今一度確認しておきましょう。

改正相続法の内容は



●改正法の施行日は段階的！

今回約40年ぶりの相続法の見直しは、高齢化社会の進展等に対応するもので、遺産分割や遺言など多岐にわたる改正項目が盛り込まれています。改正は原則として今年7月1日施行ですが、項目によって施行時期が異なります。

<相続に関する主な民法の改正> (一部概要)

- | | |
|--|--|
| 1. 配偶者の居住権を保護する方策 (1) 配偶者居住権の新設 (2) 配偶者短期居住権の新設 | } 施行日 20年4月 1日 |
| 2. 遺産分割に関する見直し (1) 配偶者保護のための方策 (2) 仮払い制度等の創設・要件明確化 | |
| 3. 遺言制度に関する見直し (1) 自筆証書遺言の方式緩和 (2) 遺言執行者の権限明確化 (3) 法務局における自筆証書遺言保管制度の創設 | } 19年7月 1日 19年1月13日 19年7月 1日 20年7月10日 |
| 4. 遺留分制度に関する見直し | |
| 5. 相続の効力等に関する見直し | |
| 6. 相続人以外の親族の貢献を考慮する方策 | } 19年7月 1日 |

●分割・遺留分は新制度がスタート

自筆証書遺言の方式緩和や遺産分割、遺留分制度はすでに改正法が施行されています。

<方式緩和で法務局保管、検認不要に?>

自筆証書遺言は公証人が立ち会う公正証書遺言と違い、自分で作成できるが、形式不備で無効になるリスクがあり、相続人が存在を知らないこともあった。これまでは全文自筆が必要だったが、パソコン作成や目録として通帳、登記簿コピーの添付も可能に。法務局で形式チェックの上、保管や管理をするので家裁での検認は不要に。

●新方式遺言、制度施行までは？

今年1月13日以降、緩和方式で自筆証書遺言を作成した人は法務局の保管業務が開始される来年の7月10日までは、自宅で保管しておくか、信頼できる人に預けるなど、取り扱いには注意が必要。保管費用が気になりますが、施行日までは決定するようです。

●遺言と言えはこんな話題も！

昨年5月ごろ、ワイドショーを賑わせたのは急性覚醒剤中毒で急死した和歌山県田辺市の資産家・野崎氏。事件の真相はまだ明らかになっていないようですが。

<紀州のドンファン、遺言書判明>

野崎氏は「全財産を田辺市に寄付する」という遺言書を遺していたことが判明し、波紋を呼んでいた。遺産は現金や有価証券など総額13億2,000万円。今年9月、田辺市は遺言に基づき、遺産を受け取る方針を明らかにした。遺言書は5年前に書かれたもので、遺言どおりになれば、昨年2月に結婚した若妻は何も相続できない？

●ここで登場するのが「遺留分」！

民法には「遺留分」という規定があり、このケースでは妻が「遺留分」を主張すれば、遺産の一部を相続することができるものです。

<遺留分制度とは?>

民法では遺言が遺産分割より優先されるが、相続人には最低限の相続権が保障されている。遺留分制度は、遺言や生前贈与などで特定の者だけが多額の財産を取得した時に、相続人に最低限の財産の取り戻し(遺留分の減殺請求)を認めるもの。

●ローマ時代にすでにあった！

<世界史を紐解くと> 遺留分とは強制相続分でないし法定相続権ともいい、大陸法やローマ法では故人の遺産のうち、十分な法律上の事由がなければ故人自身がその子や親から相続権を奪うことができない遺産の割合とされた。米国では経済的に自立している子は特別な事情がない限り、主張できないのが通例。一方、ドイツなどヨーロッパ諸国はローマ法の伝統に従っている。

●誰にどれだけ保障されている？

我が国の民法は法定相続分の半分を保障していますが、法定相続人が父母のみの場合は1/3で、兄弟姉妹には遺留分がありません。

<民法の遺留分割合>

| 法定相続人 | 各人の遺留分 |
|--------|-----------------|
| 配偶者のみ | 1/2 |
| 配偶者と子 | 配偶者1/4 子全体で1/4 |
| 子のみ | 子全体で1/2 |
| 配偶者と父母 | 配偶者1/3 父母1/12ずつ |
| 父母のみ | 1/6ずつ |

遺言書と遺留分制度



●遺言があると若妻はどうなる

紀州のドン・ファン野崎氏の場合、子どもがおらず、兄弟姉妹は遺留分がないため、若妻の遺留分は1/2になり、13億2,000万円の1/2つまり6億6,000万円の権利があることに。

<遺言がなく、法定相続分なら> 法定相続人は若妻と兄弟姉妹なので、若妻が3/4、兄弟姉妹各人は残りの1/4を人数で頭割りした割合に。

●兄弟姉妹へは遺産を渡さない！

若妻と結婚する前に書かれた遺言書なので、若妻の取り分を減らす目的ではないようですが、注目すべきは野崎氏が遺言書を書いた時点で兄弟姉妹の取り分が完全に排除されたこと。

<兄弟は遺言無効を主張？> 今回の遺言発見により、兄弟サイドから遺言無効確認請求の訴えが起きているとか。兄弟にしてみれば、遺言書が有効に存在する限り、一銭ももらえないことに。

●タイムリミットは1年！



若妻が1/2の遺留分を請求するには、遺言が有効で、自分の遺留分が侵害されていると分かったときから、1年以内に行う必要があるため、今後の動きが注目されるそうです。

<遺留分の請求にも時効あり> 相続開始及び取り戻すべき遺贈等があったことを知った時から1年以内に行わないと時効で消滅する。知らなくても相続開始から10年で時効になる。

●子どものいないカップルは…

遺留分の権利は遺言があることが前提です。遺言がないのに遺産分割に際し、最低でも相続分の半分は遺留分として保障されていると誤解しているケースもあったとか。

また、兄弟姉妹には遺留分がないため、老親も亡くなり、子どもがいないというご夫婦の場合、遺言書を作成しておくことで確実に財産を守ることができます。



●遺言がないと事業承継は？

株式の相続が発生した場合、遺言がない限り、分割協議で誰が相続するのか協議する必要がありますが、それが決まるまでは株式は相続人間で「準共有」となります。各相続人の法定相続分で分割されるわけではありません。

<準共有の議決権は多数決> 例えば、100%自社株を持つ父に相続が発生し、自社株3万株を兄弟3人で準共有すると、各人が1万株ずつでなく、3人で3万株を所有する扱いに。議決権は、共有者間の多数決で行使するため、弟2人が反対すれば、後継者の兄は行使できない。

実際にある中小企業で遺言を残さず先代が亡くなり、後継者でない次男と三男が結託して全株式の議決権をネタに長男を脅した事例も。長男は議決権と引き換えに他の相続財産の多くを譲らざるを得ない結果に。

●争族を防ぐための遺言が？



遺言があれば安心かと言うと、他の相続人の遺留分を侵害するような内容なら、相続後に侵害された相続人が請求すれば、争族トラブルに発展しかねません。後継者が引き継がないと事業継続に支障がでてしまう事業用不動産や自社株が主な財産の場合は要注意！

<事例1> 相続財産に占める自社株の割合が高く遺留分の請求により自社株が分散

- 被相続人：父（株式100%保有）
- 相続人：子A・B・C（Aが後継者）
- 相続財産：自社株 8億円、その他財産1億円
- 遺言でAに全株式を遺贈
- B・C各人の遺留分：法定相続分×1/2
(8億円+1億円)×1/3×1/2=1億5,000万円
- B・Cから請求されると、Aは相続財産の6億円分しか確保できず、全株の取得ができない。



●裏ワザ？「遺留分の放棄」とは

こうした事態を防ぐため、B・Cに事前に遺留分の放棄させる方法があります。相続放棄は相続人が財産の引継ぎ自体を放棄することで、相続開始前にはできません。遺留分の放棄は遺留分という民法上の権利を放棄し「遺留分より少ない財産でも文句を言いません」というもので相続開始前でも可能です。

<家裁に審判請求> 遺留分を放棄しようとする相続人が、家庭裁判所に遺留分の放棄の許可の審判を請求する。その放棄が強要されていないかに重点をおいて審査される。

●放棄は遺言書とセット!



遺留分の放棄を活用すれば、予想される争族争いを未然に防ぎ、後継者へ事業用不動産や自社株を引き継がせることができます。ただし、遺言書の作成をお忘れなく。遺言がなければ、生前に遺留分を放棄させていても、分割協議で法定相続分を要求できることに。

<撤回もできる> 家庭裁判所は事情の変更等がある場合は撤回を認める。放棄にあたっては事前に代替資産の贈与などの配慮が必要かも。

遺留分改正と事業承継



●争族の調停1万4,044件!

今回、遺留分制度が大きく見直され、既に今年7月からスタートしています。2017年度に家庭裁判所が受けた遺産分割の調停は1万4,044件で、全調停件数の約13万件の1割超を占めています。遺留分を巡る争いは数年に及ぶケースもあるようです。

●複雑な共有割合の状態に!

遺留分を侵害された相続人が減殺請求を申し立てると、財産は相続人らによる共有状態になり、解決するまで分割はできません。不動産は全員の合意がないと売却できないことに。共有割合はその財産の評価額で決まるため、通常は複雑な割合となり持分権の処分に支障も。

<事例2> 遺留分請求で持分はこんな割合に!

- 相続人：子D・E (Eが事業を引継ぐ)
- 遺贈財産：D (預金1,234万円) ①
評価額 E (事業用不動産：1億1,123万円) ②
- 遺言内容に不満なDが遺留分請求
- Dの遺留分侵害額： $(①+②) \times 1/2 \times 1/2 - ①$
=1,855万円
- 不動産の共有持分割合
D：9,268万円/1億1,123万円
E：1,855万円/1億1,123万円



●遺留分請求されると準共有に!

自社株の場合も問題があります。これまで後継者に遺言で遺しても、遺留分を請求されると、現物(自社株)での返還が原則のため、他の相続人との準共有になり、分割協議中と同じように議決権の問題が生じていました。

<遺留分を侵害していると> 事業承継の場面で自社株が遺留分減殺請求の対象になると、減殺額に応じた持ち分が認められ、1株ごとに後継者と減殺請求する相続人が準共有することに。

●お金で清算! 権利も名称変更!

遺留分の請求により事業用不動産や自社株が共有状態になることが事業承継の支障になっていました。改正により、遺言が遺されていれば、遺留分の請求があっても準共有状態にならずに相続できるようになりました。これまで原則、現物で返還し金銭は例外でしたが、抜本的に見直され、金銭が原則となりました。遺留分に満たない部分は現金で清算することに。

<新制度導入のメリット>

- 請求権の行使で、これまで当然発生していた**共有状態を回避**することができる。
- 遺贈や贈与であげたい財産とあげたい人につき、**遺言者の意思を尊重**することができる。

改正により請求権は金銭債権となり、名称も「遺留分減殺請求権」から「遺留分侵害額請求権」に変更になっています。

●現金が用意できなかったら?



今回の改正で請求する側、もらう側は現金の方が歓迎かも知れませんが、請求される側は大変です。現金をすぐ用意できない場合には裁判所に対し、支払期限の猶予を求めることができるようになっています。

<生命保険がモノをいう> 円満な事業承継のためには遺留分を考慮した遺言書が必要。ただし、承継後の経営を安定させるため、遺留分を侵害した内容になることも。侵害額請求のリスクには後継者が受取れる生命保険で備えておきたい。

●現物で返還したら譲渡所得税?

現金で払えず、改正前のように現物の相続財産を分けることで合意する場合は要注意。「金銭で払うものを財産を処分して払った」として譲渡所得税が課税されることに。

<所得税通達も改正に> 改正前は当然共有となるので、不動産等を共有にしても譲渡所得の問題はなかった。お金がなくて侵害額が払えないケースに、民法改正に合わせてしっかり課税?

●遺留分持ち戻しが10年限定に!

これまで遺留分はどれだけ昔の贈与でも持ち戻して計算されましたが、改正で持ち戻される生前贈与を相続開始前10年に限定。

<事業承継、早めの実行を後押し> 後継者に自社株を集中させるため、早めに贈与して10年が経過すれば、遺留分の問題が生じないので安心。遺留分請求を受ける人にとっては想定内の範囲の請求を受けるに止まり、法的な安定が見込める。

本来、持ち戻しの生前贈与は相続時の時価で計算されますが、10年経過すれば持ち戻しなくなるので、贈与を受けた後継者が業績を上げて自社株評価をアップさせても、その分の遺留分が請求されないので安心です。